

(証券コード3249)  
2018年10月12日

## 投資主各位

東京都千代田区丸の内二丁目7番3号  
東京ビルディング  
産業ファンド投資法人  
執行役員 倉都康行

### 第7回投資主総会招集ご通知

拝啓 投資主の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、本投資法人第7回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面によって議決権を行使することができます。書面による議決権の行使をお望みの場合、お手数ながら後記の「投資主総会参考書類」をご検討いただき、同封の議決権行使書に賛否をご記入の上、2018年10月29日（月曜日）午後5時30分までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

また、本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項の規定に基づき、本投資法人現行規約第41条において「みなし賛成」の規定を定めております。従いまして、当日ご出席になられず、かつ、議決権行使書により議決権を行使されない場合、投資主様が保有している議決権の数は、出席した投資主様の議決権の数に算入され、かつ、本投資主総会における各議案について、賛成されたものとみなしてお取り扱いすることになります。この点、十分ご留意くださいますようお願い申し上げます。

＜本投資法人現行規約抜粋＞

第41条（みなし賛成）

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。
2. 前項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

敬 具

## 記

1. 日 時 2018年10月30日（火曜日）午前10時  
（なお、受付開始時刻は午前9時30分を予定しております。）
2. 場 所 東京都千代田区丸の内一丁目7番12号 サピアタワー  
ステーションコンファレンス東京 6階 602  
（末尾の「投資主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

開催場所が前回と異なりますので、ご来場の際は末尾の「投資主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違えのないようお願い申し上げます。

### 3. 投資主総会の目的事項

#### 決議事項

- 第1号議案 規約一部変更の件  
第2号議案 執行役員1名選任の件  
第3号議案 監督役員3名選任の件  
第4号議案 補欠執行役員2名選任の件  
第5号議案 補欠監督役員1名選任の件

以 上

#### <お願い>

- ◎本投資主総会にご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎代理人により議決権を行使される場合は、本投資法人の議決権を有する他の投資主の方1名を代理人として投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- なお、投資主ではない代理人、及び同伴の方など、議決権を行使することができる投資主以外の方はご入場できませんので、ご注意ください。

#### <ご案内>

- ◎投資主総会参考書類に記載すべき事項について、本投資主総会の前日までの間に修正する必要がある場合は、修正後の事項を本投資法人のホームページ（<http://www.iif-reit.com/>）に掲載いたしますので、ご了承ください。
- ◎本投資主総会終了後、引き続き同会場において、本投資法人の資産運用業務を行う資産運用会社である三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社による「運用状況報告会」を実施する予定です。

# 投資主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 規約一部変更の件

#### 1. 変更の理由

- (1) 本投資法人が他の投資法人との合併を行った場合における、合併報酬の内容及びその支払時期に関する規定を設けるため、規約別紙1を変更します。
- (2) 特定の営業期間の終了により不要となった第53条を削除します。
- (3) その他、不要な文言の削除のために、第25条第1項第2号について所要の変更を行います。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。(下線は変更部分です。)

現 行 規 約	変 更 案
<p>第25条 (金銭の分配の方針)</p> <p>本投資法人は、原則として以下の方針に基づき分配を行うものとする。</p> <p>1. 投資主に分配する金銭の総額の計算方法</p> <p>(1) (記載省略)</p> <p>(2) 本投資法人は、原則として租税特別措置法第67条の15第1項に規定される本投資法人の配当可能利益の額 (以下「<u>配当可能利益の額</u>」という。) の100分の90に相当する金額 (法令改正等により当該金額に変更があった場合には変更後の金額とする。以下同じ。) を超えて分配するものとする。なお、本投資法人の運用資産の維持又は価値向上に必要と認められる場合その他本投資法人が適切と認める場合には、分配可能金額のうち必要な金額について、配当積立金及びこれに類する積立金並びにその他の任意積立金等として積み立て、組み入れ若しくは留保し又はその他の処理を行うことができるものとする。</p> <p>2. (記載省略)</p>	<p>第25条 (金銭の分配の方針)</p> <p>本投資法人は、原則として以下の方針に基づき分配を行うものとする。</p> <p>1. 投資主に分配する金銭の総額の計算方法</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) 本投資法人は、原則として租税特別措置法第67条の15第1項に規定される本投資法人の配当可能利益の額の100分の90に相当する金額 (法令改正等により当該金額に変更があった場合には変更後の金額とする。以下同じ。) を超えて分配するものとする。なお、本投資法人の運用資産の維持又は価値向上に必要と認められる場合その他本投資法人が適切と認める場合には、分配可能金額のうち必要な金額について、配当積立金及びこれに類する積立金並びにその他の任意積立金等として積み立て、組み入れ若しくは留保し又はその他の処理を行うことができるものとする。</p> <p>2. (現行どおり)</p>
<p><u>第53条 (営業期間及び決算期の変更)</u></p> <p><u>第24条にかか</u>る改正は、平成29年1月1日より効力を生じるものとする。また、<u>第24条の規定にかかわらず</u>、本投資法人の第20期の営業期間は、平成29年1月1日から平成29年7月末日までとする。</p>	<p>(削除)</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p style="text-align: right;">別紙 1</p> <p>資産運用会社に対する資産運用報酬  資産運用会社に支払う資産運用報酬  の計算方法及び支払の時期はそれぞ  れ以下のとおりとする。</p> <p>1. 資産運用報酬の計算方法  (1)～(3) (記載省略)  (新設)</p> <p>2. 資産運用報酬の支払の時期  (1)～(3) (記載省略)  (新設)</p>	<p style="text-align: right;">別紙 1</p> <p>資産運用会社に対する資産運用報酬  資産運用会社に支払う資産運用報酬  の計算方法及び支払の時期はそれぞ  れ以下のとおりとする。</p> <p>1. 資産運用報酬の計算方法  (1)～(3) (現行どおり)  <u>(4) 合併に係る報酬</u>  <u>本投資法人は、本投資法人が合</u>  <u>併したとき、当該合併の相手方</u>  <u>が保有する不動産又は主として</u>  <u>不動産を裏付けとする特定資産</u>  <u>の合併時における評価額に100</u>  <u>分の2を上限として別途合意す</u>  <u>る料率を乗じて計算した額を合</u>  <u>併に係る報酬とする。</u></p> <p>2. 資産運用報酬の支払の時期  (1)～(3) (現行どおり)  <u>(4) 合併に係る報酬</u>  <u>合併の効力発生日の属する月の</u>  <u>翌月末までに資産運用会社の指</u>  <u>定した口座に入金する方法で支</u>  <u>払うものとする。</u></p>

## 第2号議案 執行役員1名選任の件

本投資法人の執行役員である倉都康行から、本投資主総会の終結のときをもって辞任したい旨の申出がありましたので、本投資主総会において改めて執行役員1名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案における執行役員の任期は、本投資法人現行規約第44条第1項但書の定めに基づき、選任後2年を経過した日の翌日から30日以内に開催される執行役員の選任を議案とする投資主総会の終結のときまでとします。

なお、執行役員の選任に関する本議案は、2018年9月20日開催の役員会において、監督役員全員の同意によって提出された議案です。

執行役員候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴、本投資法人における地位及び重要な兼職の状況	所有する 本投資法人 の投資口数
(くら つ やす ゆき) 倉 都 康 行 (1955年6月23日)	1979年4月 株式会社東京銀行 1982年8月 バンク・オブ・トウキョウ・インターナショナル ロンドン 1984年8月 バンク・オブ・トウキョウ・インターナショナル ホンコン 1985年12月 株式会社東京銀行 資本市場第三部 部長代理 1989年9月 バンク・オブ・トウキョウ・キャピタルマーケッツ ロンドン アソシエイト・ディレクター 1996年4月 バンカーズ・トラスト マネージング・ディレクター 1997年8月 チェース・マンハッタン銀行 マネージング・ディレクター 2001年4月 リサーチアンドプライシングテクノロジー株式会社 代表取締役(現任) 2005年3月 株式会社沖縄金融特区研究所 取締役 2005年12月 株式会社フィスコ・コモディティ 取締役 2007年3月 本投資法人 執行役員就任(現任) 2007年6月 セントラル短資オンライントレード株式会社(現 セントラル短資FX株式会社) 非常勤監査役 2009年3月 セントラル短資FX株式会社 監査役(現任) 2018年6月 株式会社山陰合同銀行 社外取締役(現任) 現在に至る	0口

(注) 上記執行役員候補者は、本投資法人との間に特別の利害関係はありません。  
 また、上記執行役員候補者は、現在、本投資法人の執行役員として、本投資法人の業務全般を執行しております。  
 上記執行役員候補者の任期には、投信法第99条第2項の規定を適用します。

### 第3号議案 監督役員3名選任の件

本投資法人の監督役員である滝口勝昭及び本多邦美の2名から、本投資主総会の終結のときをもって辞任したい旨の申出がありましたので、また、監督体制のさらなる充実を図ることを目的として、本投資法人の監督役員の員数を1名増員するため、監督役員3名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案における監督役員の任期は、本投資法人現行規約第44条第1項但書の定めに基づき、選任後2年を経過した日の翌日から30日以内に開催される監督役員の選任を議案とする投資主総会の終結のときまでとします。

なお、投資信託及び投資法人に関する法律及び現行規約第42条の定めにより、監督役員の員数は、執行役員の員数に1を加えた数以上であることが必要とされています。

監督役員候補者は次のとおりです。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、本投資法人における地位及び重要な兼職の状況	所有する 本投資法人 の投資口数
1	(たき ぐち かつ あき) 滝口勝昭 (1941年9月1日)	1963年11月 デロイト・ハスキング・アンド・セル ズ会計士事務所 1982年6月 同 パートナー 1983年11月 同 ニューヨーク事務所 日系企業担 当部日本連絡責任者 1985年6月 監査法人三田会計社設立 代表社員 1990年2月 監査法人トーマツ（現 有限責任監査 法人トーマツ） 代表社員 1997年6月 同 常務代表社員 同 戦略ビジネス部門代表 2001年6月 監査法人トーマツ（現 有限責任監査 法人トーマツ） エグゼクティブマネ ジメントグループ メンバー デロイトトウシュートマツ ボード オブディレクター メンバー デロイトトウシュートマツ ガバナ ンスコミティー メンバー 2004年9月 DTTグローバルマニュファクチャリン グインダストリーグループ 会長 2007年1月 滝口勝昭公認会計士事務所 所長（現 任） 2007年2月 財団法人（現 公益財団法人）石橋財 団監事 2007年3月 本投資法人 監督役員就任（現任） フェニックス・キャピタル株式会社 非常勤監査役 日本リバイバル・インベストメンツ株 式会社 常勤監査役 2007年4月 中央大学専門職大学院国際会計研究科 特任教授 ゴールドパック株式会社 非常勤監査 役 2007年6月 基礎地盤コンサルタンツ株式会社 非 常勤監査役 2008年6月 日特建設株式会社 非常勤監査役 2010年2月 財団法人（現 公益財団法人）石橋財 団 理事（現任） オリエンタル白石株式会社 非常勤監 査役 2012年6月 O S J B ホールディングス株式会社 非常勤監査役 2013年6月 株式会社富士テクニカ宮津 非常勤監 査役 現在に至る	0口



候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、本投資法人における地位及び重要な兼職の状況	所有する 本投資法人 の投資口数
2	(ほん だ く み) 本多邦美 (1972年3月10日)	1999年4月 常松・築瀬・関根（現 長島・大野・常松）法律事務所 2000年3月 春木・澤井・井上（現 東京丸の内）法律事務所 2002年9月 モリソン・フォースター法律事務所 2003年8月 春木・澤井・井上（現 東京丸の内）法律事務所（現任） 2007年3月 本投資法人 監督役員就任（現任） 現在に至る	0口
3	(さこ もと えい じ) 迫本栄二 (1956年11月4日)	1981年4月 ジェイ・イー・エス株式会社 取締役 1983年10月 中央監査法人 1986年10月 入江公認会計士事務所 1988年10月 入江・柳澤・迫本会計事務所 開設 1989年10月 株式会社アカウンティング・コンサルテイング・グループ（現 銀座K. T. Cコンサルテイング株式会社）代表取締役（現任） 1991年4月 松竹映画劇場株式会社 取締役 2000年4月 株式会社ボンマックス 監査役 2000年6月 新創監査法人 代表社員 株式会社永谷園（現 株式会社永谷園ホールディングス）社外監査役 2003年8月 松竹映画劇場株式会社 代表取締役（現任） 2004年4月 新創税理士法人（現 銀座K. T. C税理士法人）代表社員理事長（現任） 2005年2月 東誠不動産株式会社（現 トーセイ株式会社）社外監査役 2005年4月 富士カプセル株式会社 監査役 2006年2月 株式会社プリンスホテル 社外監査役（現任） 株式会社西武ホールディングス 社外監査役（現任） 2006年6月 公益社団法人日本演劇興行協会 監事（現任） 2011年8月 新橋演舞場株式会社 監査役（現任） 演舞場サービス株式会社 監査役（現任） 2013年3月 株式会社野村事務所 監査役（現任） 2015年6月 株式会社永谷園ホールディングス 社外取締役（現任） 現在に至る	0口

(注) 上記監督役員候補者は、いずれも本投資法人との間に特別の利害関係はありません。  
また、上記監督役員候補者滝口勝昭及び上記監督役員候補者本多邦美は、現在、本投資法人の監督役員として、本投資法人の執行役員の職務の執行全般を監督しております。

#### 第4号議案 補欠執行役員2名選任の件

執行役員が欠けた場合、または法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案をご承認いただいた場合の執行役員への就任の優先順位は、上田英彦を第一順位、守津真麻を第二順位とします。

本議案において、補欠執行役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、本投資法人現行規約第44条第2項の定めに基づき、第2号議案における執行役員の任期が満了するときまでとなります。

なお、補欠執行役員の選任に関する本議案は、2018年9月20日開催の役員会において、監督役員全員の同意によって提出された議案です。

補欠執行役員候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、本投資法人における地位及び重要な兼職の状況	所有する本投資法人の投資口数
1	(う え だ ひ で ひ こ) 上田英彦 (1972年12月27日)	1995年4月 ハウス食品株式会社 東京支店 1998年12月 株式会社エスエヌケイ 経理部 2000年4月 ギャップジャパン株式会社 財務部 2001年7月 株式会社モルガン・スタンレー・プロパティーズ・ジャパン (現 モルガン・スタンレー・キャピタル株式会社) ファイナンス・アカウンティンググループ マネージャー 2004年7月 ジョーンズラングラサール株式会社 ファイナンスマネージャー 2005年4月 (グループ内転籍) ラサールインベストメントマネージメント株式会社 ストラクチャードファイナンス部 統括 2007年7月 三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社 リテール本部 財務部シニアマネージャー 2008年5月 同社 コーポレート本部 財務部シニアマネージャー 2013年5月 同社 インダストリアル本部 ファンド企画部長 2017年3月 同社 総合企画室経営企画部新規事業開発室付ゼネラルマネージャー 2017年7月 同社 執行役員インダストリアル本部長兼ファンド企画部長 (現任) 現在に至る	0口

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、本投資法人における地位及び重要な兼職の状況	所有する 本投資法人 の投資口数
2	(もり つ ま き) 守 津 真 麻 (1977年12月13日)	2002年4月 株式会社スペースデザイン 2005年1月 三菱商事・ユービーエス・リアルティ 株式会社 不動産運用部 2008年5月 同社 リテール本部不動産運用部 2012年7月 同社 リテール本部ファンド企画部 2015年10月 同社 インダストリアル本部ファンド 企画部 2018年4月 同社 インダストリアル本部ファンド 企画部次長 (現任) 現在に至る	0口

(注) 上記補欠執行役員候補者上田英彦は、現在、本投資法人が資産の運用を委託する資産運用会社である三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社の執行役員インダストリアル本部長兼ファンド企画部長です。その他、本投資法人との間に特別の利害関係はありません。

また、上記補欠執行役員候補者守津真麻は、現在、本投資法人が資産の運用を委託する資産運用会社である三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社のインダストリアル本部ファンド企画部次長です。その他、本投資法人との間に特別の利害関係はありません。なお、上記補欠執行役員については、就任前に本投資法人の役員会の決議をもってその選任の取消しを行う場合があります。

## 第5号議案 補欠監督役員1名選任の件

監督役員が欠けた場合、または法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、改めて補欠監督役員1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案において、補欠監督役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、本投資法人現行規約第44条第2項の定めに基づき、第3号議案における監督役員の任期が満了するまでとなります。

補欠監督役員候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴、本投資法人における地位及び重要な兼職の状況	所有する 本投資法人 の投資口数
(う さ み ゆたか) 宇佐美 豊 (1958年4月28日)	1984年10月 監査法人太田哲三事務所（現 EY新日本有限責任監査法人）国際部 1989年7月 アーンスト・アンド・ヤング（米国）駐在 1990年7月 アーンスト・アンド・ヤング（ドイツ）駐在 1993年7月 アーンスト・アンド・ヤング（ベルギー）駐在 1996年9月 太田昭和監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）国内監査部門 1999年8月 アーンスト・アンド・ヤング（米国）短期駐在 2000年4月 監査法人太田昭和センチュリー（現 EY新日本有限責任監査法人）リスクマネジメント部長 2006年10月 新日本監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）代表社員 2006年11月 マネジメント・パワー・エクスチェンジ株式会社 代表取締役（現任） 2011年9月 西川計測株式会社 社外監査役 2012年4月 国立大学法人 政策研究大学院大学 監事（現任） 2012年7月 株式会社パデコ 社外監査役 2014年6月 東京海上プライベートルート投資法人 監督役員（現任） 2015年6月 東芝機械株式会社 社外監査役（現任） 2015年9月 西川計測株式会社 社外取締役（監査等委員）（現任） 2017年9月 CUCエネルギー株式会社 監査役（現任） 現在に至る	0口

(注) 上記補欠監督役員候補者は、本投資法人との間に特別の利害関係はありません。

#### 参考事項

本投資主総会に提出される議案のうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、投信法第93条第1項及び現行規約第41条に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記の第1号議案から第5号議案までの各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当しません。

以 上



